ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和２年３月 16 日
（照会先）
労働基準局安全衛生部
安全課
課長　毛利　正
副主任中央産業安全専門官　寺島　友子
中央産業安全専門官　吉岡　健一
労働衛生課
課長　井内　努
主任中央労働衛生専門官　搆　健一
中央労働衛生専門官　綿貫　直
（代表電話）　03(5253)1111(内線 5487、5498)
（直通電話）　03(3595)3225

報道関係者　各位

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を公表します

～高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

厚生労働省は、本日、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」という。）を公表します。

ガイドラインは、高年齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業４日以上の死傷者のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたものです。

厚生労働省は、今後、ガイドラインの普及のための周知セミナーや関係機関・団体による中小企業に対する個別コンサルティング、中小企業事業者に対する補助事業（エイジフレンドリー補助金（競争的間接補助金））などの各種支援によって、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していきます。

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHO や欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

■ガイドラインのポイント

● <u>事業者に求められる取組</u>

高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、**実施可能な高齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**

【具体的な取組】

（１）安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

（２）職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施

（３）高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

（４）高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするとともに、集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

（５）安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施

● 労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

【具体的な取組】

・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理

・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

● 国・関係団体等による支援の活用

事業者は労働災害防止対策に取り組むに当たり、国、関係団体等による支援策を効果的に活用することが望ましい。

・個別事業場に対するコンサルティング等の活用

・エイジフレンドリー補助金等の支援策の活用

■別添資料１　高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン　概要

■別添資料２　高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高年齢労働者の労働災害防止対策については厚生労働省ホームページもご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714_00001.html

別添資料１

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※　請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）

<年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成30年>

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

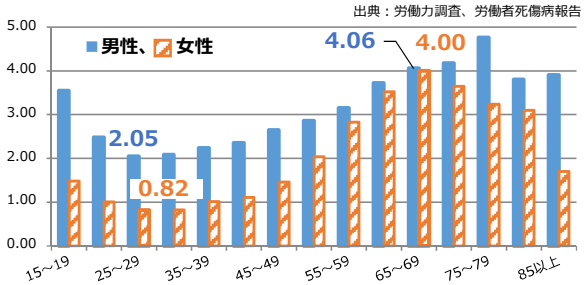

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年６月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

事業者　高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**

労働者　事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

（１～５のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

1　安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2　職場環境の改善
- 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5　安全衛生教育
- 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

（１）中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
（２）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
（３）エイジフレンドリー補助金等の活用（令和２年度創設予定）
（４）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
（５）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用